○東北地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十六日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮古市田老字小堀内五六番五から岩手県下閉伊郡岩泉町小本字卸三〇五番一まで	前	A 一二・五〇～一〇三・〇〇メートル	一一・二六〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一二・五〇～一〇三・〇〇メートル B 一一・五〇～一一六・五〇メートル	一一・二六〇キロメートル 六・〇〇〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十六日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
にかほ市大竹字沼田一一八番一から同市大竹字境田二四番一まで	前	三一・八五～三一・八五メートル	六二・四九メートル	
	後	三一・八五～三一三・六〇メートル	〇・五一六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 路線名　百三十八号

(二) 供用の開始の区間　図面縦覧場所

山梨県南都留郡山中湖村山中字二本木道下一五一番一地先から同村山中字二本木道下一八〇番一〇地先まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十六日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
石川県羽咋郡宝達志水町菅原ヤ一番二から同町菅原ク一一九番一まで	前	七・七〇～一一・三〇メートル	〇・二一九四キロメートル	
	後	八・九〇～一三・五〇メートル	〇・二一九四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十六日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号及び二百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇城市松橋町豊福字白毛熊一六八三番一から同市松橋町豊福字心吉一六七七番まで	前	一〇・六〇～一九・九一メートル	〇〇・二六二キロメートル	
	後	一五・五四～四七・三九メートル	〇〇・二六二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十六日　九州地方整備局長　金尾　健司

第1　起業者の名称　熊本県

第2　事業の種類　県道荒尾南関線改築工事及び県道平山荒尾線改築工事（熊本県荒尾市大字本井手字櫨畑地内から同市大字平山字塩井川地内まで）並びにこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　熊本県荒尾市大字上井手字柳ノ浦、字東ノ浦、字上八原、字栗山及び字渕山並びに大字平山字大坂、字外鴻巣、字外園、字毘沙門前、字大蔵及び字市場地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県荒尾市大字本井手字櫨畑地内から同市大字平山字塩井川地内までの延長2,154mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道荒尾南関線改築工事及び県道平山荒尾線改築工事並びにこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

「本件事業」のうち、「県道荒尾南関線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により機能が失われる市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道荒尾南関線及び県道平山荒尾線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき熊本県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により熊本県が道路管理者となることなどから、起業者である熊本県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

県道荒尾南関線は、熊本県荒尾市内の一般国道208号との接続点を起点とし、同県玉名郡南関町内の一般国道443号との接続点を終点とする総延長約18.6kmの幹線道路である。